

いわき市診療所開設支援事業

いわき市では、市内診療所の開設・維持を促進し、地域医療の重要な担い手である診療所医師を確保することを目的に診療所の開設・承継にかかる費用の一部を補助します。

補助の内容

対象
経費

- 診療用の土地の取得に要する経費
- 診療用の建物の新設、取得、改修又は拡張に要する経費
- 診療用の機器の購入に要する経費

補助率

補助対象経費の2/3以内

上限額

3,000万円(分娩施設を有する 産婦人科・産科 又は 小児科)

2,000万円(上記以外の診療科)

補助の対象

○個人の場合

直近3ヶ月に主たる勤務先として市内医療機関等に勤務していない医師
市内に医療機関を有していない医師

○法人の場合

市内に医療機関を有していない法人

補助の要件

- ・診療所開設後に継続して10年以上診療する見込み
- ・いわき市医師会に加入し、積極的に地域医療・在宅医療に貢献
- ・休日夜間急病診療所・在宅当番医等に協力
- ・承継の場合、譲渡人と譲受人が2親等以内の親族を除く など

※ **補助事業着手前に申請が必要です。**

また、予算には限りがありますので、お早めにご相談ください。

【お問い合わせ先】

いわき市 保健福祉部 医療対策課

☎ 0246-27-8572

✉ iryotaisaku@city.iwaki.lg.jp